

●香川県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター及び社会福祉法人敬世会介護老人保健施設城山苑を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成25年7月2日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人五色台病院	略		医療法人五色台病院	略	
独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	善通寺市仙遊町2-1-1	平成25年6月26日			
医療法人ブルースカイ松井病院	略		医療法人ブルースカイ松井病院	略	
略			略		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団五色会介護老人保健施設五色台	略		医療法人社団五色会介護老人保健施設五色台	略	
社会福祉法人敬世会介護老人保健施設城山苑	坂出市川津町1493	平成25年6月26日			
医療法人社団功寿会介護老人保健施設千手苑	略		医療法人社団功寿会介護老人保健施設千手苑	略	
略			略		
3～5 略			3～5 略		